

明治・大正期における個人収集品の一様相

—「双龍環頭」を中心に—

持 田 大 輔

目 次

I. はじめに	61
II. 観察所見	61
III. 古墳出土双龍環頭大刀との比較	66
IV. 歴史的背景	68
V. おわりに	70

論 文 要 旨

本稿は2014年度に附属博物館へ一時寄託された双龍環頭1点と馬具2点に関する調査報告である。特に本双龍環頭は類例が数点知られているが、通常古墳出土品とは異なる構造と、蛍光X線分析により亜鉛が検出された結果から、古墳時代の製品ではなく近世以降に製作されたものであると判断した。また、古墳出土の双龍環頭の意匠系譜を整理し比較検討したところ、系譜上に位置づけることは困難であることから、「本物」そのものを複製したのではなく、一部毀損した「本物」を参考に手を加え、製作していた可能性を指摘した。これらは、資料に附属した写真・書簡類より、大正年間には所有者の手元に渡っており、また明治期の書籍にも類例が取り上げられている。明治時代の考古・美術・骨董趣味の拡がりにともなって多数製作された贋作であると推定される。

持田大輔（もちだ だいすけ）

奈良県立橿原考古学研究所 主任研究員

I. はじめに

平成 26 年 10 月末、県内在住の方がご自宅で発見されたという資料を附属博物館に持ち込まれた。内容は後に紹介するように双龍環頭や馬具、写真、書簡類であった。研究所にいた筆者に附属博物館より連絡があり、博物館応接室において拝見させていただいた。馬具は鍍金で輝いているものの、一見して模造品とわかる出来との印象を受けた。そして、この馬具とよく似た色調を呈し、同一素材で製作されたようにみえる双龍環頭は、筆者が環頭大刀の研究を進めるなかで、何度となく遭遇した「よくわからない」双龍環頭の一群に属しているもので、以前より興味をもっていた品であった。この双龍環頭については、後述するように類似品の一部がすでに贋作として報告されていた（山内 2002）が、その他の類例が検証された事例は管見のところない。

今回持ち込まれた資料は、同工によるとみられる馬具との「一括資料」であり、さらに年代や経緯の判明しそうな書簡や写真も付属していることから、この双龍環頭を考える上で、良好な資料と判断された。そこで、所有者のご理解のもと、一時お預かりし調査することになった。

本来ならば、持ち込み資料に対して公的研究所・博物館が業務として真贋を鑑定することはないし、すべきでもない。しかし、本資料については、複数の類例が知られ、今後も出現する可能性がある。この機会に実態を調査し公表することは意義があると考えた。

結論から述べると、これらは後世に製作された模造品であり、いわゆる「贋作」とも呼べるものである。「贋作」とはそのものが「本物」であるとして人を騙し、製作・販売者が利益を得ることを目的としたモノと定義できようか。製作・販売者と所有者（購入者）が、お互いの意図を理解しているレプリカ・複製品・復原品と呼ばれるモノとは、その点が決定的に異なる。この条件でいうならば本例はかつての所有者が本物と考えていた、また研究者が「本物」として研究・資料紹介するものであったら、「贋作」と呼ばれるものである。

先に述べたように、通常このような資料は考古学資料として扱うことができない。しかし、その存在と、収集の過程、製作背景について探り、記録として残していく

ことは考古学史的にも、博物館資料学的にも（本流ではないが）幾分かの意義があるものと考え、報告することにする¹⁾。

II. 観察所見

調査対象となる資料は、双龍環頭 1 点、馬具（鈴付 S 字鏡板）2 点、封書（書簡）1 点、写真 1 点である。このうち、双龍環頭と馬具について観察記録・分析の結果を以下に示す。

(1) 双龍環頭（図 1・2 写真 2・3）

古墳時代後期の遺物で、外装を金銀・金銅等で装飾する「装飾付大刀」のうち、柄の先端部に環状の飾りを装着する環頭大刀の一部である。環頭部と柄外装の筒金具にあたる。環内飾りは、珠をついばむ相対する龍を表現しており、一般に「双龍環頭」と呼ばれる。

外環は横長の楕円形を呈し、外径で幅 8.5cm、内径は縦 4.8cm、幅 6.8cm である。外周には、龍文に由来する連続した渦文が太い沈線で表現されているほか、内側には幅 1mm ほどの方形の刻みが、1cm あたり 5～6 本ほどの間隔で施されている。これらは台形状の打刻跡を残すがね状工具で打ち込まれている。

環内飾りは珠を喰えた一対の龍を表現している。目は円形の穴を穿ち表現されるほか、本来は龍の冠毛であった部分が、A 面左側の龍（以下、左龍）では頭部より 4 本、右側の龍（以下、右龍）では 3 本が外環へ伸びて接続している。便宜上、前頭部より順に第 1 から第 4 冠毛とすると、右龍は第 1 から第 3 冠毛の 3 本が伸び、また第 1 冠毛と上顎との間に 3 カ所、第 2 と第 3 冠毛との間の 2 カ所に突起が認められる。一方、左龍は第 1 から第 4 冠毛まで 4 本伸びており、右側でみられるような突起は第 1 冠毛と上顎との間に 1 カ所あるのみである。また、あごひげが下顎の下部より巻き上がって 2 本表現されている。左右は冠毛の表現に差があり、相似形にはなっていない。

外部観察および X 線写真の判読から、外環と環内飾りとは完全に接続しており、別造りののちに銀蟬などで接続したような痕跡は認められない。一体鑄造で製作されたようにみえる。また、通例だと外環下部に柄と固定するため舌状の茎が伸びるが、本例では切断されたよう

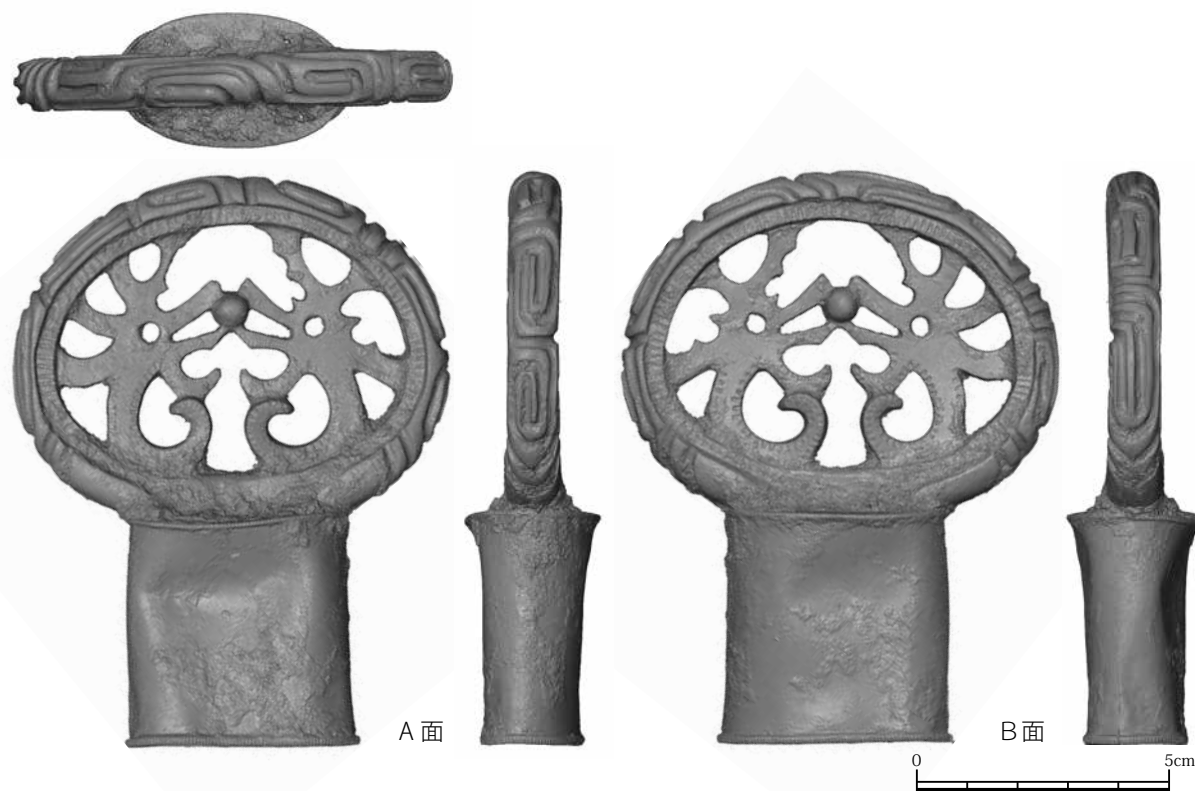


図1 双龍環頭柄頭 三次元計測画像 (S=2/3)

に、その痕跡を残すのみである。

筒金具は縦 4.5cm、最大幅 4.6cm、断面楕円形で特に A 面側が圧迫により激しくゆがんでいる。環頭側小口は、4.3cm × 2.6cm、厚 0.9mm の楕円形板で蓋をする。この板は中央部に穴をうがち、切断された環頭部の茎の根元部分を挿入している。この楕円形板と環頭茎が、何らかの方法により接合されている。銀蠟付け、鑄掛などの技法が想定されるが楕円形板裏面が薄膜状の物質に覆われており、よくわからない。楕円形板の縁は、連珠状に細かい刻目（5mm あたり 7～8）を入れている。

筒金具の A 面左龍側の側面に縦方向に亀裂が入っている。これは筒金具を形成するために長方形板を丸めた際、銀蠟などで接合した部分にあたる。筒金具下の小口部分は、縁を盛り上げたのち、刻目（5mm あたり 7～8）をいれ、連珠状に装飾している。外面観察からはまったく見えないが、X 線写真では、筒金具の佩裏の一部を方形に切り欠いており、別の方形板を蠟付けして塞ぐ。筒金具内側の観察すると該当部分が若干段差がある。

(2) 馬具 (図3 写真4・5)

鈴付 S 字鏡板が 2 点ある。同形状であるが、法量の違いがあり、大型品を馬具 A、小型品を馬具 B と仮に呼

称する。

馬具 A・B とともに S 字に緩やかに湾曲した鏡板本体に、上下の二カ所が開口する立聞を備える。鏡板本体は立聞を除き、中央に稜を備えた断面三角形で、裏面は平坦である。立聞は表のみ面取りを施しており、裏面は鏡板部分と同じ平坦である。S 字状鏡板の片方は三角形に鋭く尖り（仮に先端とする）、もう一方には鈴を装着する（こちらを末端とする）。鏡板の立聞側に 3 カ所、逆側には 2 カ所、鏡板端部 1 カ所の計 6 点の鈴を取り付けている。鈴の内部には、0.7～1.0cm 程度の小石とおもわれる固形物が封入されている。

馬具 A は、立聞を垂直に据えた状態で鏡板部は先端から末端鈴まで幅 26.6cm をはかる。立聞は先端が半円形を呈しており、2 つの立聞開口間の中央部で幅 4.0cm、高さ 7.6cm、厚さは 5mm である。上より幅 1.7cm × 1.4cm、幅 1.7cm × 1.0cm の 2 つの開口部がある。この開口部には、肉眼では摩耗などの使用痕は認められない。

馬具 B は先端から末端鈴まで幅 20.2cm をはかる。立聞は先端が半円形を呈しており、立聞開口部間で幅 3.5cm、高さ 6.0cm、厚さは 5mm である。上より幅

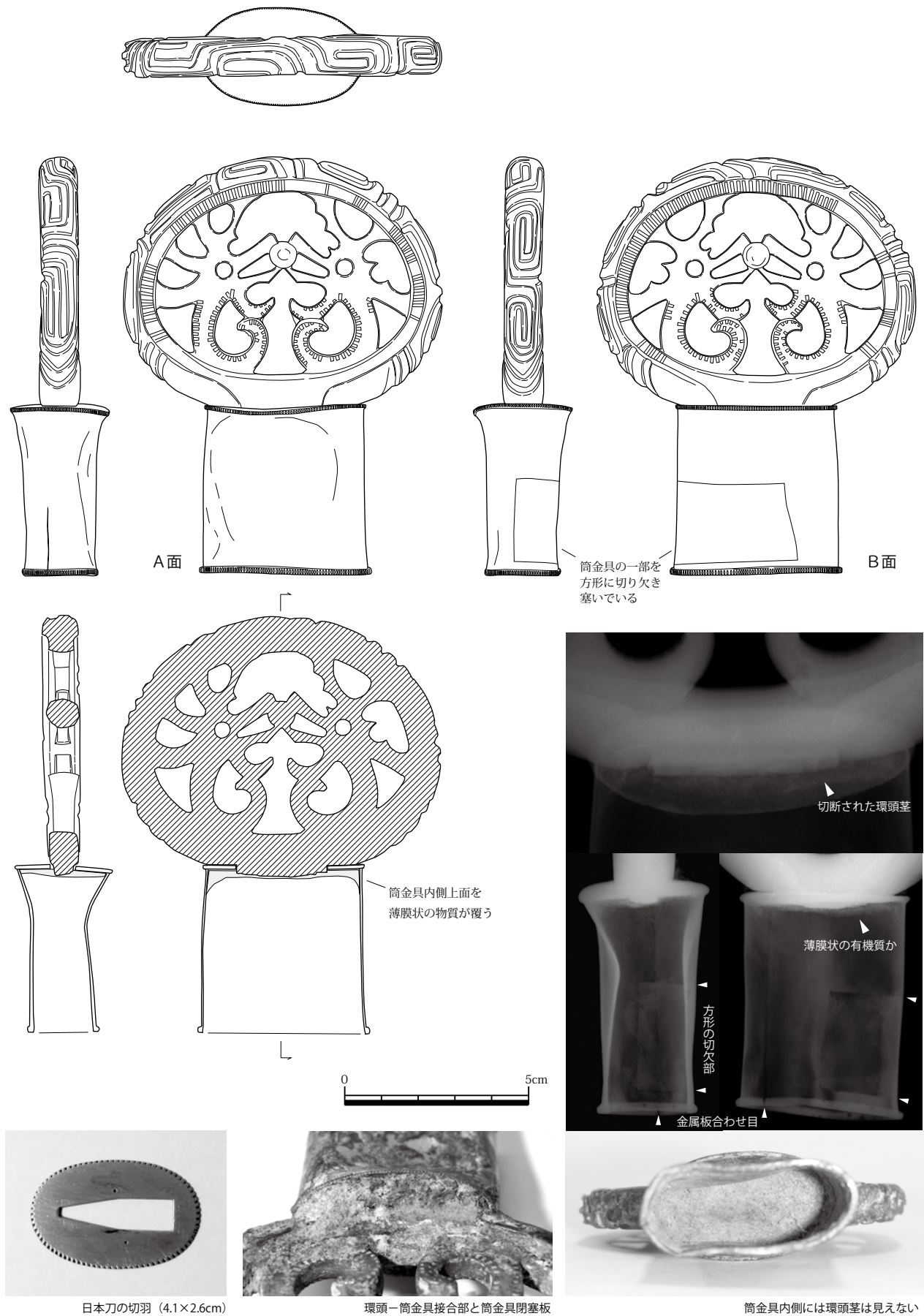
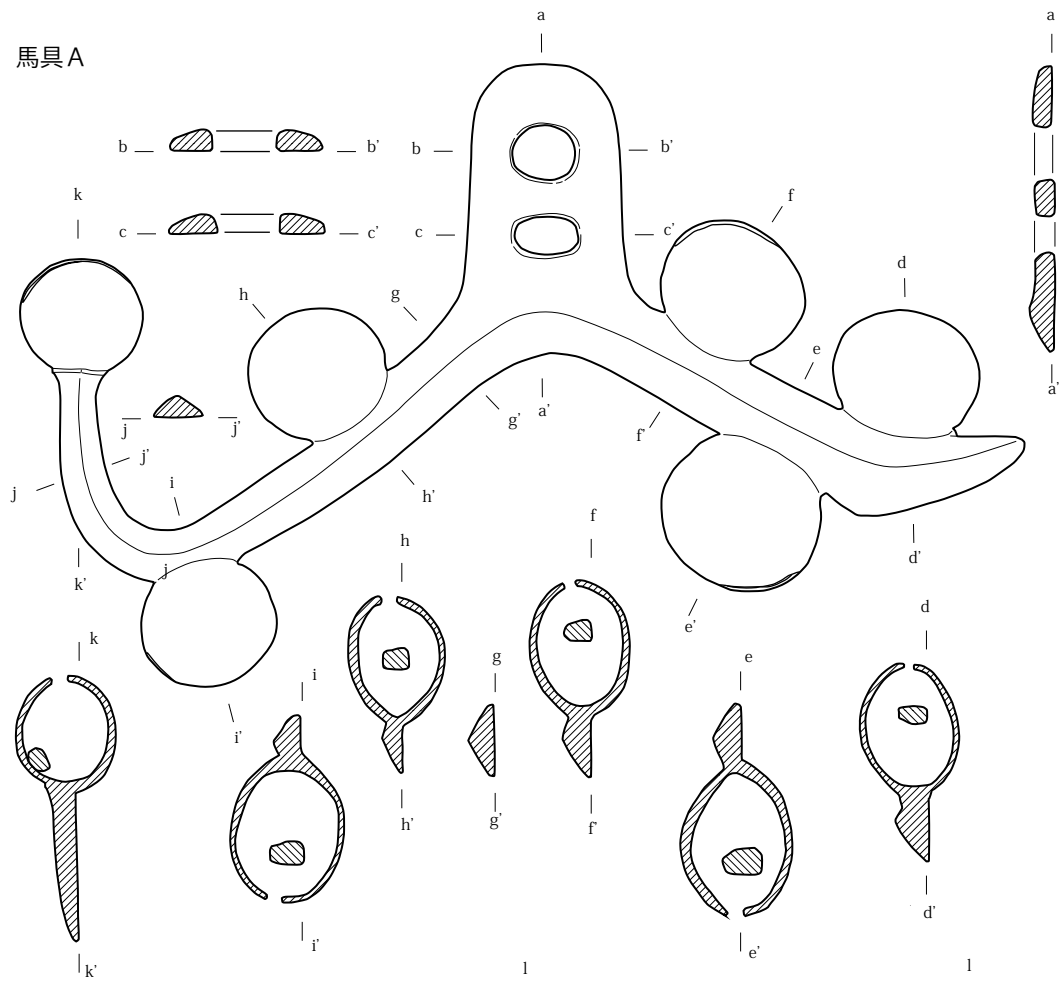
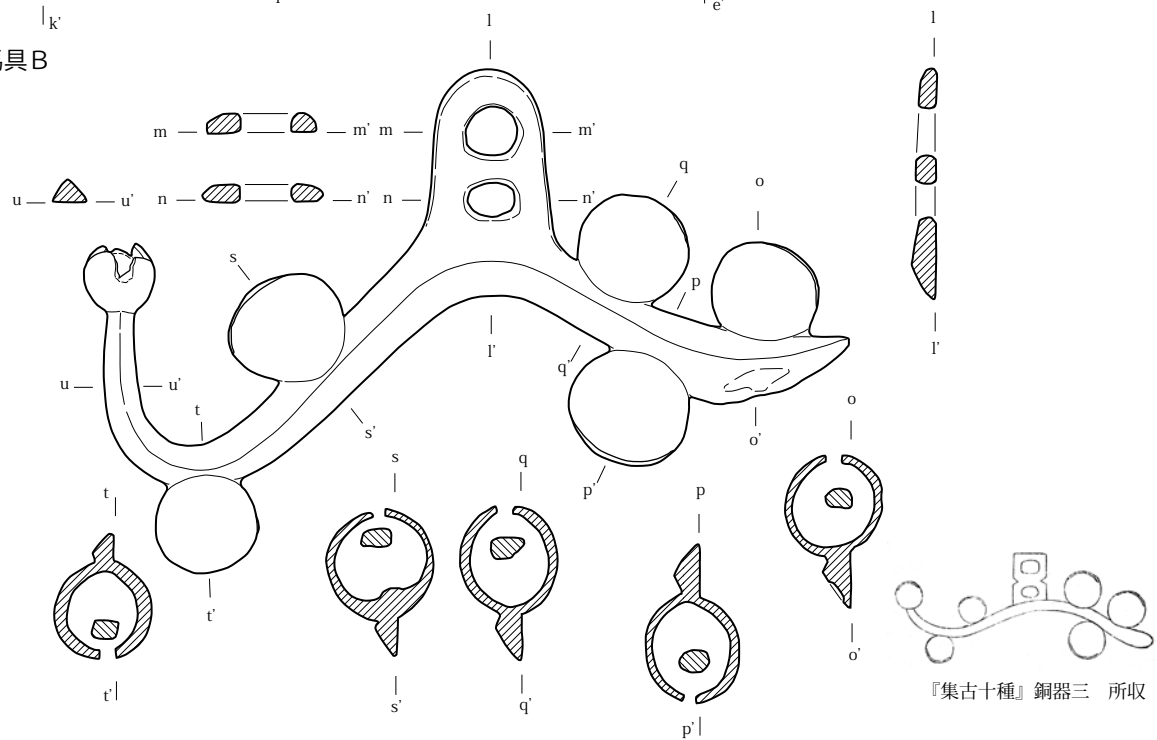


図2 双龍環頭柄頭実測図 (S=2/3) と細部写真

馬具A



馬具B



0 5cm

図3 鈴付S字鏡板 実測図 (S = 1/2)

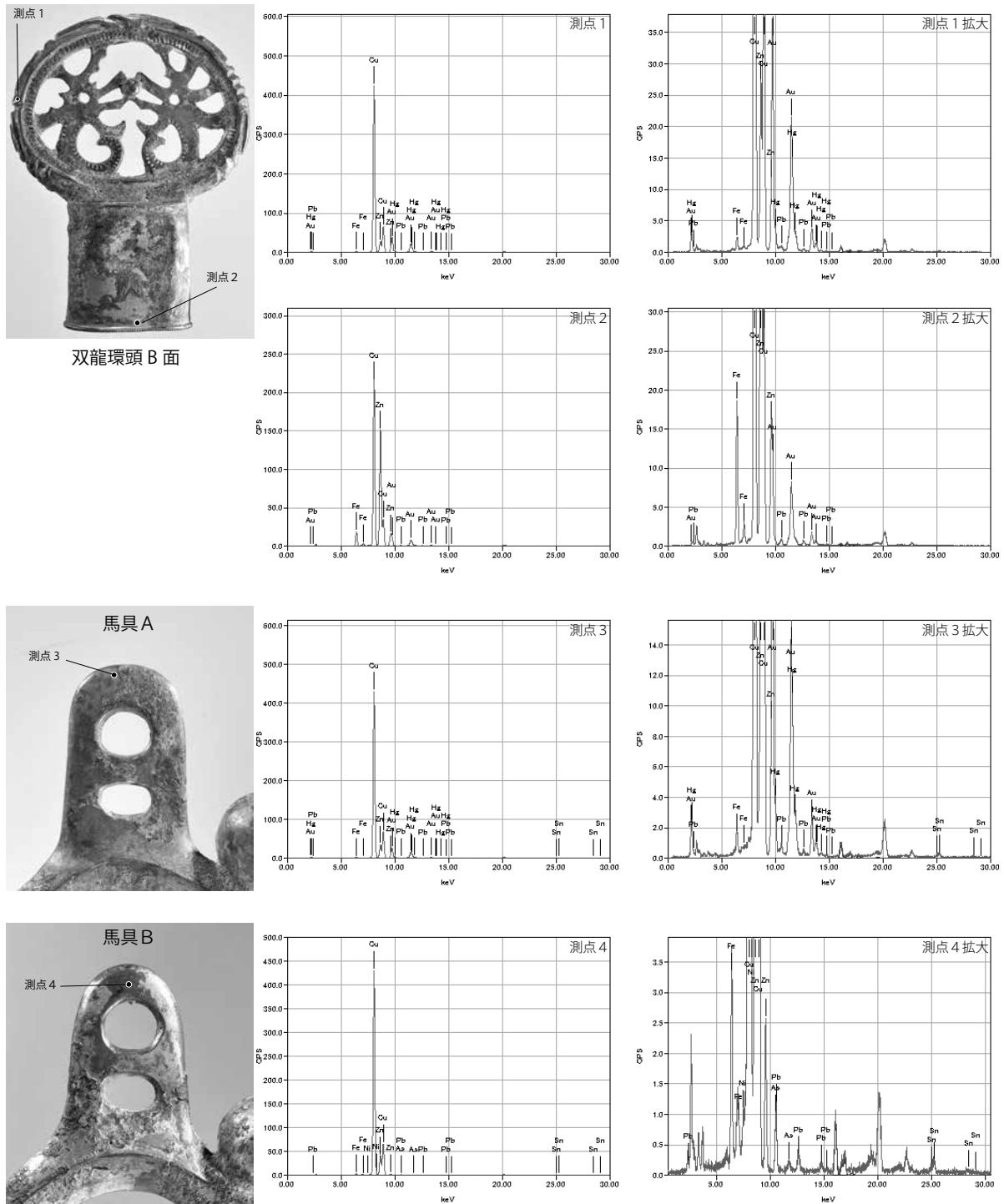


図4 蛍光X線分析測定位置と計測値

1.4cm × 1.3cm、幅 1.3cm × 0.9cm の2つの開口部がある。鏡板は、立聞と先端より3つめの鈴の間で一度折れたのか、補修した痕跡がある。鏡板Bの鈴は铸造の際の湯廻りが悪いためか、鈴の形を形成できず崩れている。

類例としては、三重県鳥羽市八代神社のS字轡（金子2004）が構造的に最も近い。また、八代神社例に鈴が付いたものが、出土地不詳ながら松平定信編『集古十

種』銅器三に「鈴」として収録されている（国書刊行会1908）。平安時代までの馬具を意識したデザインといえるが、具体的には不明である。

(4) 蛍光X線分析（図4）

双龍環頭・馬具ともに蛍光X線による素材の定性分析を実施した。

双龍環頭は、錆のない鍍金部分を選び環頭外環部と筒金具の玉縁付近の二カ所を計測した。環頭外環部および

筒金具ともに、Cu（銅）、Hg（水銀）、Au（金）、Zn（亜鉛）にピークが見られる。銅と亜鉛との合金（＝黄銅・真鍮）にアマルガム鍍金を施したものと判断される。僅かにPb（鉛）、鉄（Fe）が含まれるが、Sn（錫）は検出されておらず銅錫合金（＝青銅）ではない。

馬具は2点とも、立聞上部の錆のない部分を計測している。ただし、馬具Aは鍍金部分、馬具Bは、鍍金のはがれた地金部分である。両者ともにCu、Znにピークが認められ、地金は黄銅と考えられる。また馬具AはAu、Hgにもピークがあり、アマルガム鍍金を示している。微量であるが、Pb、Snのピークもある。

したがって、3点ともに黄銅＝真鍮製で、アマルガム鍍金によって仕上げられていると判断される。

（5）資料の評価

1. 双龍環頭は、古墳時代の日本列島では、使用されていないと考えられる黄銅製品であり、後世に製作された模造品である可能性が高い。柄に差し込む茎が、おそらく切断され筒金具に接着されている点、工作上の必要性からか筒金具の一部が方形に切り取られ、再び閉塞され、そしてその閉塞が巧みに隠されている点など、古墳出土品と比較して不自然な点が多いことも指摘できる。筒金具のみ後世の工作によるという見方もあるが、環頭部も黄銅製であることから、その可能性も否定される。
2. 馬具はその形状から平安時代前後に位置づけが可能な形状である。この時期、黄銅が使用されていた可能性はあるため、この点を取り上げて真贋や時期を特定することは難しい。2点とも同形状（おそらく右側）の鏡板であり、一連の馬具ではないと判断される。このようなセット関係の不自然さ、そしてなによりも双龍環頭とセットで存在している以上、これも後世に製作されたものである可能性は高いと言わざるを得ない。

Ⅲ．古墳出土双龍環頭大刀との比較

（1）双龍環頭の系譜の整理（図5）

ここでは本双龍環頭が、型式学的に位置づけが可能なかどうか検討してみたい。この資料が後世の模造品にせよ、本物が存在しそれを忠実に型取りして製作したもの

のなのか、それとも、本物のデザインをアレンジして製作したのか、または完全に一から創出されたものなのかを判断したいからである。双龍環頭の型式学的研究は、神林敦雄による段階設定（神林 1943）、新納泉による型式編年（新納 1983）、橋本英将の系統案（橋本 2003）などにまとめられている。ここでは、環内飾りの意匠の変遷に注目して系譜を整理してみることにする。

第Ⅰ段階として、朝鮮半島製双鳳環頭大刀に起源を發した、鳳凰表現を採用する段階を設定できる。朝鮮半島製の滋賀県鴨稻荷山古墳の双鳳環頭大刀が祖形となると考えられ、福井県丸山塚古墳例や山形県京塚古墳例などの類例がある。上顎・下顎が内湾するクチバシを表現し、顎下には肉髯表現がある鳳凰を表現している。

第Ⅱ段階では、上顎・下顎が外湾する龍に似た表現に変化する。冠毛（とさか）や顎ひげ表現が退化するが、この段階ではまだ外環にむけて4本伸びている。

第Ⅲ段階では冠毛が3本に減少し、さらに第Ⅳ段階では冠毛表現が2本に減少したうえで、目の表現をはじめ省略著しく、龍であるかさえ判別できなくなる。また、外環および環内飾りは立体表現から板状になり、製作工程の省略化も如実に現れる。

以上が、双鳳環頭に起源を發する双龍環頭の意匠変化の基本的な流れであるが、この中でも細部の違いで幾つかの系列に分かれる。詳細は別稿で触れるとして、概要のみ簡潔に記したい。系列はⅡ段階以降の双龍環頭に顕著に現れる。

オトカ塚系列は、群馬県オトカ塚古墳例を祖形とし、上顎が外環と接しないという特徴を備える。

高広系列は、島根県高広遺跡例を祖形とし、上顎の外反する唇部先端部が伸びて外環に接する。

磯部大塚系列は、愛知県磯部大塚古墳例を祖形とし、前の2例が顎下の髭2本が上へ巻くところ、上段の顎ひげが下へ巻くC字状を呈している。同じⅡ段階の岡山県富尾出土例との前後関係は、古式を留める第一冠毛の形状を重視し、磯部大塚が先行するとみたい。

湯舟坂系列は、京都府湯舟坂2号墳出土例を祖形とする。顎下にさらに向かいあって珠をかみ合うもう一対の龍があり、子持ちの表現が特徴である。Ⅳ段階の静岡県室ヶ谷4号墳例では、子の龍表現は退化するものの、珠表現が残存する。伝来資料となるが、伝・茨城県舟塚

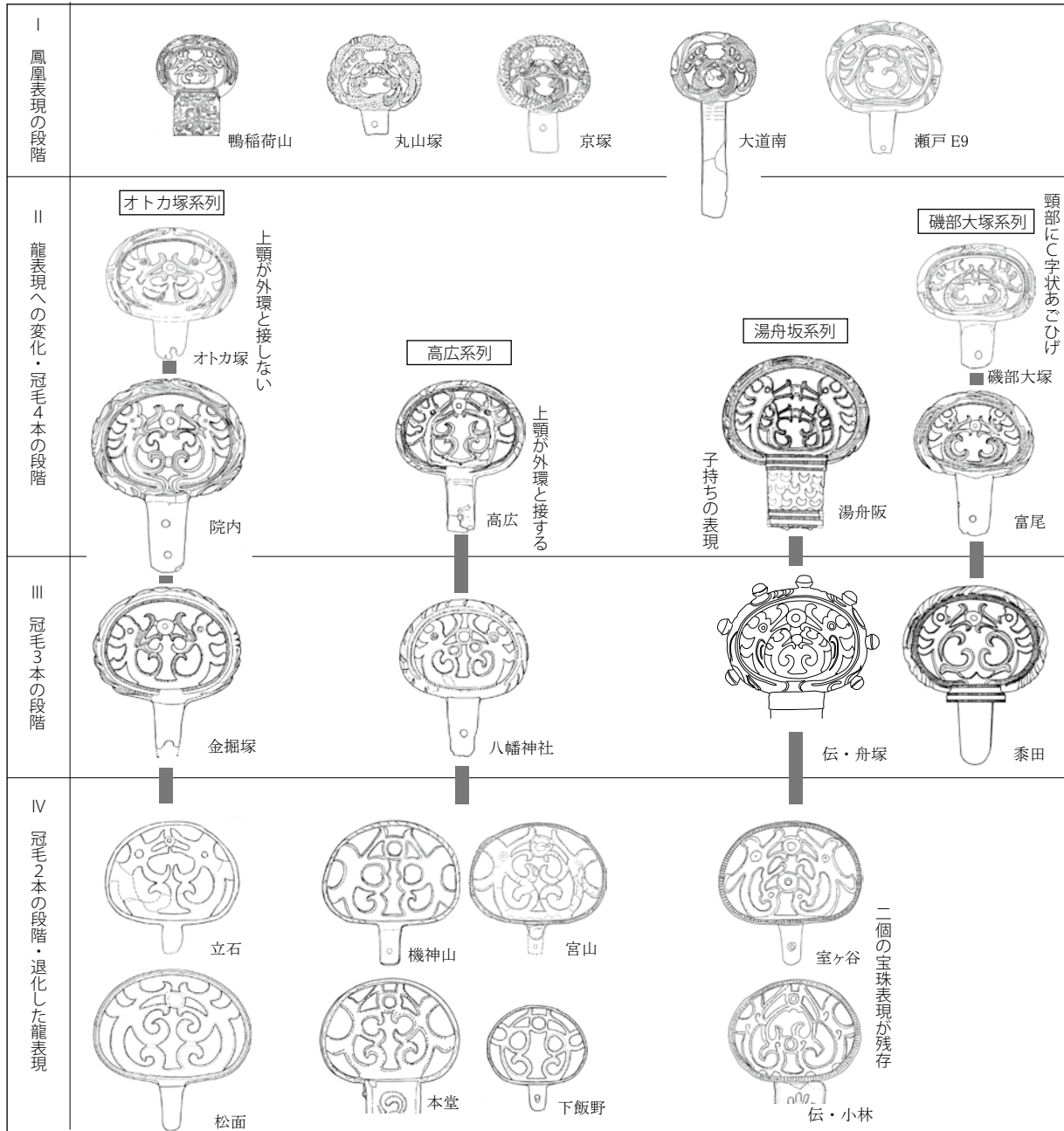
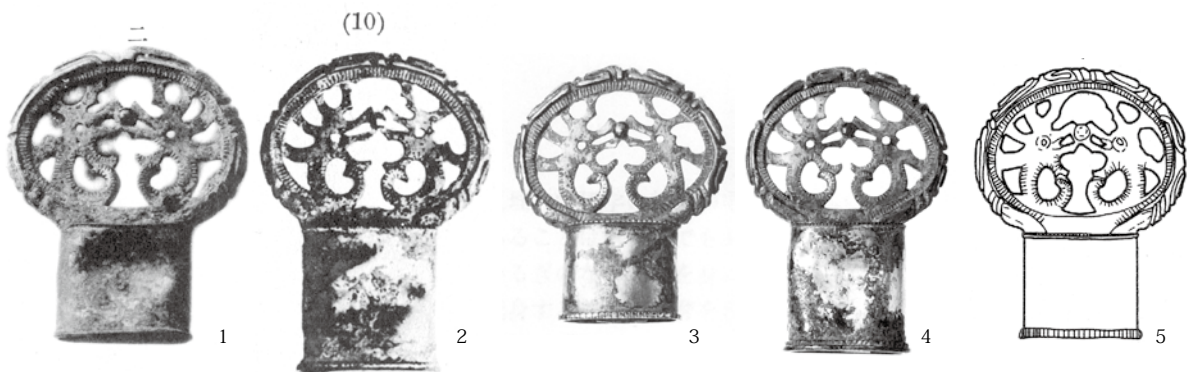


図5 双龍環頭の意匠系譜 (S = 1/5)



1. 高橋健自『鏡と剣と玉』 2. 末永雅雄『日本上代の武器』 3・4. 天理大学附属天理参考館蔵 5. 伝・埼玉県柏崎

図6 同工品と思われる類例 (S = 1/3)

古墳出土例はⅡ－Ⅳ段階の隙間を埋める位置づけが可能であり、また伝・群馬県小林古墳例などはⅣ段階の類例といえる。

さらに詳細に検討すれば、亜系列といった分岐を抽出することが可能であるが、本稿ではここで留める。結論としては、双龍環頭の環内飾りの意匠変化には、冠毛の減少・省略といった全体の流れがあり、さらに顎や顎ひげの表現の差異から、複数の系列の設定が可能である。

ここで2点指摘しておきたい。1点目は、出土品は基本的に左右対称のデザインであるということである。2点目は、同段階の資料を集めても、一見して全く同じ形状の例は存在しないことである。

(2) 意匠系譜の中での位置づけ

本双龍環頭は断面カマボコ形の外環を備え、肉厚の環内飾りを有している。そして、指標の一つとなる冠毛が、A面左龍は4本、右龍は3本である。Ⅱ段階からⅢ段階の間に位置づけ可能だろうか。上顎が外環に接しない特徴から、オトカ塚系列に近いといえる。しかし、前述した1つめの指摘である「左右対称のデザイン」を満たしておらず、違和感が残る。さらに、2つめの指摘である「全く同じ形状をした例」が何点も認められる(図6)。大阪府近つ飛鳥博物館蔵品、奈良県天理大学附属天理参考館蔵品2点(以上、山内1996・2002)や伝・埼玉県東村山市柏崎出土品(瀧瀬1991)などがある。他にも個人収集品や博物館・美術館の収蔵品でも確認でき、相当数が存在すると推定される。

これらはいずれも左右非対称で、A面右龍の第1冠毛の環内側と第2・第3冠毛の間に突起を備える。この一群をオトカ塚系列より枝分かれした亜系列として認定するにしても、型式学的に後出する出土例が認められない。現在、国内で知られている双龍環頭は伝世資料や朝鮮半島製のものを含め80～90例程度と考えられるが、この一群のみが、同段階・同形状を呈しているのは不自然である。仮に同時期に同一人物が製作して類例多数であるにしても、学術調査による出土例が1点も認められない。したがって、本例とその一群は、古墳出土品の「正確な」複製ではない可能性が高い。類例である天理参考館蔵品は蛍光X線分析が実施され、本例と同じく黄銅製品であることが判明している(山内2002)。圧迫で歪んだ筒金具や切断された茎などの特徴も共有する、こ

の一群の多くは、同じような模造品として製作されたとされる。

それでは、本双龍環頭の一群のなかに、古墳時代の「本物」が存在するのだろうか。可能性は否定できないが、これを判断するのは難しい²⁾。左右非対称、冠毛や後頭部部分に突起をもつ点が特徴であるが、一見ではそれほど違和感のあるものではない。また環外周の文様は出土品と比較しても破綻はみられない。したがって、この資料には手本となった「本物」が存在し、それを参考に一群の双龍環頭が製作されたことは考えられる。先に挙げたA面側右龍の第2・第3冠毛間の突起は、左龍第3冠毛の位置にあたる。本来は、右龍は冠毛4本で、第3冠毛が欠失していた「本物」を参考にし、意匠にとりいれてしまった可能性はある。そうすると、左右非対称の違和感はある程度解消される。手本となる「本物の」双龍環頭が存在したにしろ、それを元に手を加え、独自のデザインにしたにしろ、なにかしらの製作規範が存在しており、そのデザインを踏襲して製作したものと考えられる。その点では、古墳時代の双龍環頭製作にも通じる点があり興味深いところではある。

IV. 歴史的背景

(1) 付属する書簡と写真より

本資料には、封書にいられた書簡と写真がともなっていた(写真1)。書簡の読み下しは以下のとおり。

前略。東京帝室博物館学芸委員高橋健自君奈良へ出張せらるべく相求め、明後八日には古蹟調査の為三輪へ出張相成る筈に付き、過日法隆寺へ御持ち来ること相求め候。五鈴鏡の如きもの鑑定方依頼致して置く旨、同日三輪へ御出向願ひ□御見世相求む。然るべく三輪町役場等に御□□相求め候時は□□所在相□べく候なり。

八月六日□認める 奈良 久保田□

枅田忠蔵殿

書簡は当時の所有者宛に、奈良在住の知人より送られたものである。内容は、「帝室博物館学芸委員高橋健自君」が古蹟調査のため三輪へ出張する際、「五鈴鏡の如

きもの」の鑑定を依頼している、については三輪へ持ち寄られたい、とある。「五鈴鏡の如きもの」とは鈴付鏡板を示すのであろう。双龍環頭には触れられていない。

写真には「剣柄頭」「大鈴」「小鈴」として双龍環頭1点と馬具2点のほか、名称・寸法を記した目録の写し込みがある。形態的特徴も一致し、また状態もほとんど変化がないことがわかる。

写真そのものは、書簡と同一時期のものであるか判断できないが、書簡の年代は推定できる。8月6日にしたためられており、封書の消印は「7.8.7」とある。候補は大正7年(1918)か昭和7年(1932)8月7日となる。貼付された三銭切手は、田沢型切手と呼ばれる大正3～昭和12年の期間に発行されたもので、切手から判断するのは難しい。ただし、書簡に記された「高橋健自」の名により、年代の推測は可能である。高橋健自は明治4年(1871)生まれ、明治27年(1894)に東京高等師範学校を卒業ののち、奈良県畝傍中学校(現・県立畝傍高等学校)で教鞭をとりつつ、県内の遺跡調査などを行った。そして明治37年(1904)より皇室博物館に勤務し、昭和4年(1929)に没した。「高橋健自君」とする手紙の書きぶりと高橋の年譜に従えば、この手紙は大正7年とするのが妥当であろう。

さて、高橋健自がどのように鑑定を下したのか定かでは無い。しかしこの双龍環頭と高橋とは若干の因縁がある。この一群の双龍環頭の最も古い記録は、管見では明治44年(1911)初版発行の高橋の著書『鏡と剣と玉』の挿図に、「大和國 郡名不詳」発掘とするものである(高橋1911、図6-1)。蛍光X線分析やX線透過写真など理化学的見地からの判断材料がなく、また学術発掘調査例が少なく、考古遺物と骨董品・古美術品との境目が極めて曖昧であった当時の状況を、現在の視点から批判することは適当ではない。しかし、この時点より研究者にとっても模造品は「贋作」となり、その後も学術書等で取りあげられる事例がみられることになる。

現代の我々は、一次資料は明らかな出土遺物のみであり、伝世品などは二次資料として学術研究に取り扱い際には最新の注意を払うことを、徹底して教育されるが、その端緒となる一次資料・二次資料の重要性を説いた濱田耕作『通論考古学』は大正11年の発刊であり、欧米の最新考古学理論は、まだ根付いていなかった(濱田

1922)。この高橋健自『鏡と剣と玉』は書簡が書かれた頃にはすでに発刊されており、歴史・考古・美術などの愛好家層の目に留まっていたと思われる。高橋は皇室博物館勤務以前は畝傍中学で教鞭をとりながら、考古学を研究していたこともあり、その地縁・知己もあったことから、上述の手紙のような問い合わせがされたと思われる。

(2) 製作の背景

この双龍環頭の模造品が製作された背景について、憶測を交えながらも考えてみたい。少なくとも明治末年にはこの資料は存在している。当時の考古学界では、すでに双龍環頭大刀の存在は知られていたが、現在と比較して資料へのアクセスが容易であったとは思えない。上述したように、「本物」に準じた手本は存在したと思われる。また、現在把握している資料を見ている限り、法量・形状・細部の加工等が微妙に異なる点がある。単純に踏み返して鋳造したのではない。例えば中心飾りのあごひげ表現のうち、下の巻き上げは、上の巻き上げよりも厚いなど、立体的な表現もあり、高度な鋳造技術が用いられている。

手がかりは非常に少ないが、筒金具の蓋に用いられた楕円形板が日本刀の切羽に酷似している点を、ひとつ指摘することができる。これが切羽の転用品だとすると、この一群の製作には、日本刀の拵え、金属部品(鐔や柄頭・縁・切羽・目貫など)の製作に関連した職人が関わっていたのかもしれない。例えば鑢師と呼ばれる技術者ならば、黄銅を用いた環頭の鋳造などはお手の物であったろう。

日本において、黄銅=銅・亜鉛合金は古墳時代には存在しておらず、奈良・平安期において存在の可能性が指摘されるが、一般に多用されるようになったのは江戸時代以降となる。明治に入り、廃刀令により一部の軍人・警官以外の帯刀が禁止されたことから、日本刀製作にかかわる刀鍛冶や職人は、急速に仕事が減少し、職を離れる者が多かった。また、西洋式の鋳造技術の導入により、職を失う職人もではじめた。製作の背景には、廃刀令や西洋式技術の導入という、生活文化・工業生産の急激な変化があったと考えられる。

そしてもう一方には、江戸時代後期より盛んになった古器物収集、そして明治時代に花開く好古～考古・美術・

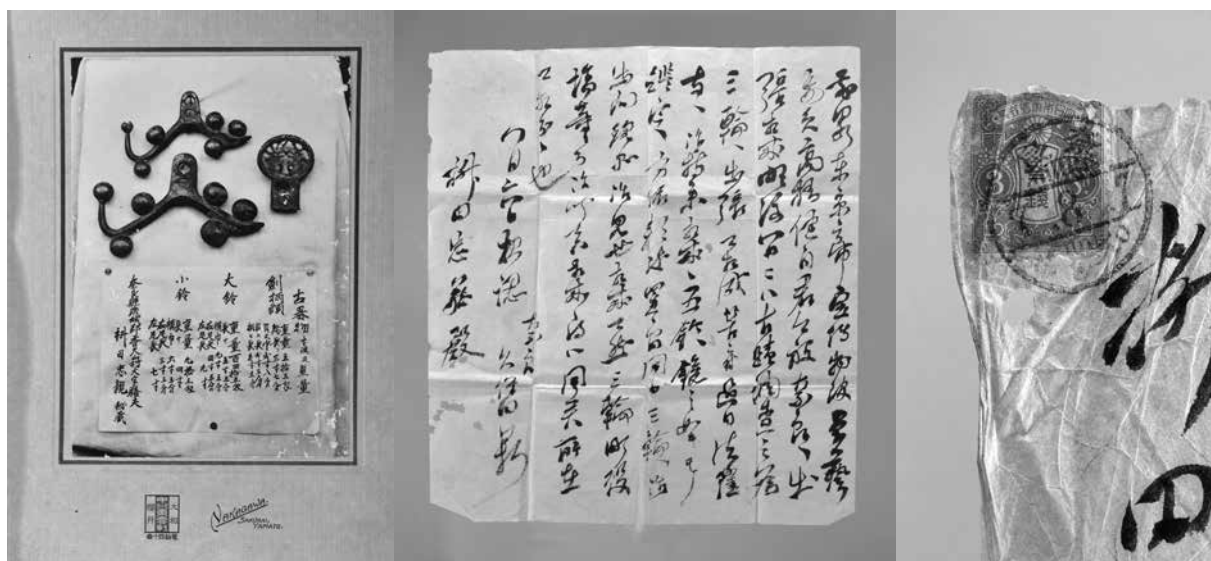


写真1 資料にともなっていた写真（左）と書簡（中央）と封筒の消印（右）

骨董趣味の拡がりもあったと考えられる。考古遺物・美術品の贋作についてまとめた玉利勲によると、江戸時代末期から明治時代にかけて、土偶、埴輪、土器や石器など数多くの贋作がすでに出回っており、目利きの間では当時よりその害毒が嘆かれていたという（玉利 1992）。今回取り上げた品々は、このような時代背景のなかで製作され、好事家たちに販売され、そしてコレクションされていった「贋作」と理解できるだろう。

V. おわりに

本稿では、博物館に一時寄託されていた双龍環頭・馬具の調査結果について報告した。通常、このような「贋作」の可能性が高い資料を、大きく紙幅を割いて取り上げることは珍しいと思う。また、研究者の立場から「贋作」といった資料を取り扱うことを忌避する風潮もある。にもかかわらず、本稿を草したのは自己反省も含め、二次資料利用の「怖さ」を再確認するためである。昭和の一時期まで、本双龍環頭は本物として扱われる機会があった。考古学研究は一次資料の使用が原則とはいえ、型式組列などの空白を埋めるものとして二次資料を研究論文に扱うことも間々ある。今回は理化学分析の面から、「贋作」を確認できたが、いつでも、誰でもが可能な手段ではない。やはりモノの観察と型式学的把握を通じ、違和感を感じることでできる感覚を養う必要があると自省を込めて記しておく。

好古趣味がたかまった明治期には、考古学者や美術史家、骨董好事家が混じり、お互いのコレクションをみせあい、交換し、なかには贋作の出来不出来を評価していたともいう。古きおおらかな時代ともいえるが、その残り香ともいえる資料が、時に触れ現代の我々の前に姿を見せ、再び惑わすのである。

なお、資料の調査について木下亘博物館副館長、書簡釈読に鶴見泰寿所員、写真撮影および三次元計測は北井利幸所員、勝川若菜氏、蛍光X線分析は柳田明進元所員（現・奈良文化財研究所）、奥山誠義所員のお手を煩わせました。ここに記し謝意を表します。

また、貴重な所蔵資料について調査を快諾していただいた所有者の枡田忠利氏に深く感謝を申し上げます。

註

- 1) 近年では、国立歴史民俗博物館による企画展示「大ニセモノ博覧会 - 贋作と模倣の文化史 -」（2015年3月10日～5月6日開催）など、贋作を文化史的意義から捉えた研究や展示の取り組みがみられるようになってきた。
- 2) 筒金具の歪みや茎の切断がないものは、この一群よりも先行して製作された可能性があり、「本物」あるいは「本物」の手本となったものを探る手がかりになると思われる。

引用・参考文献

金子弘之 2004「三重県鳥羽八代神社の神宝」『奈良文化財研



A面

B面

写真2 双龍環頭 (S ≒ 2/3)

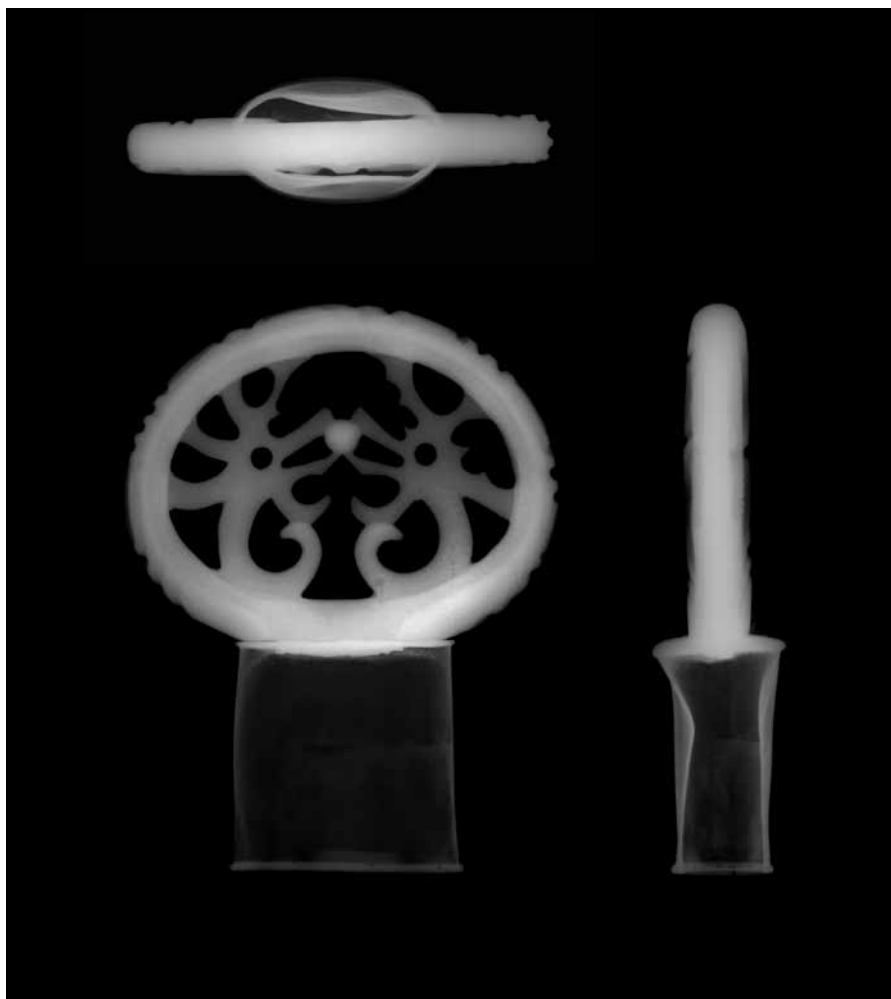


写真3 双龍環頭 X線写真 (S ≒ 2/3)

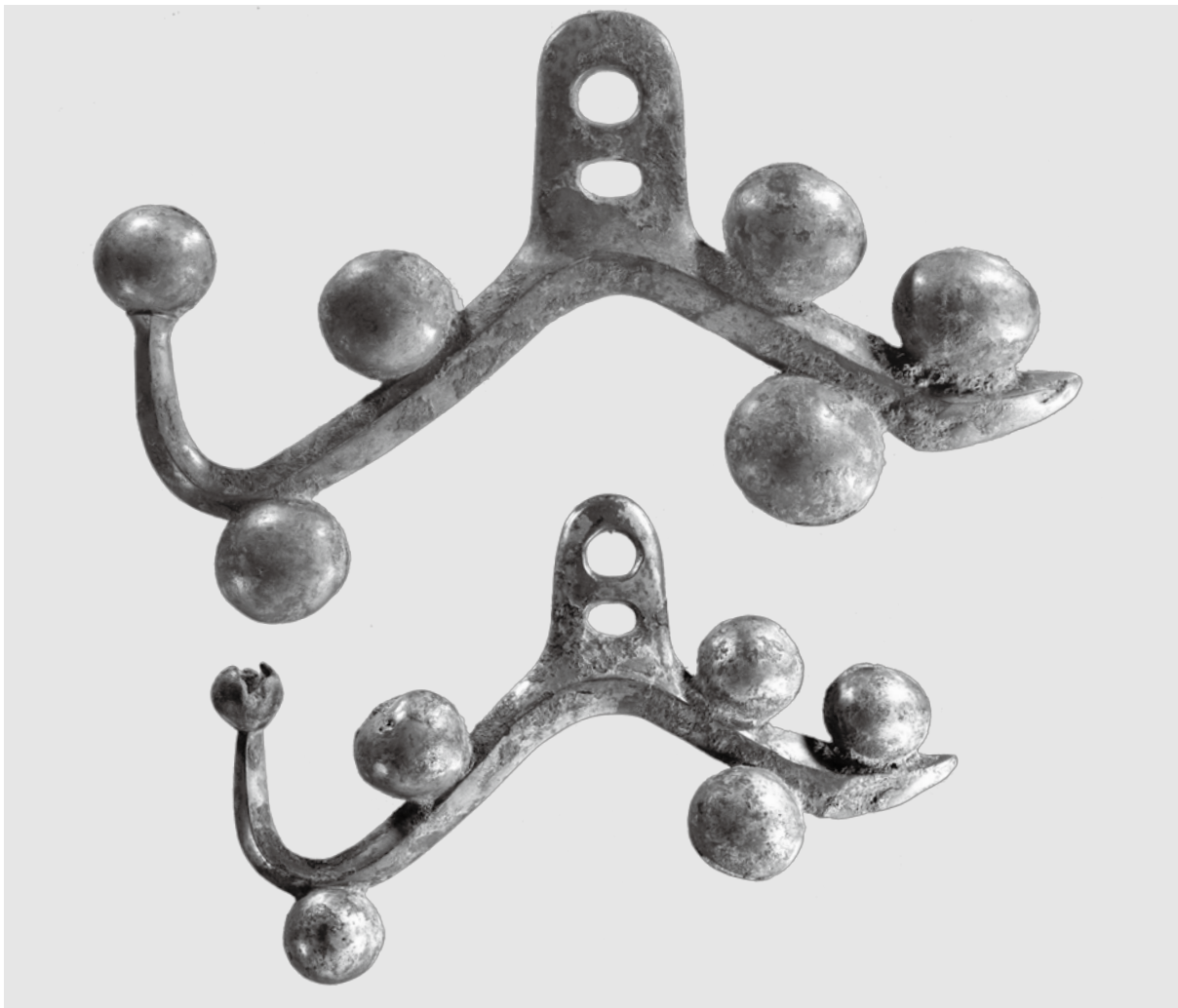


写真4
鈴付S字鏡板 (S ≒ 1/2)
上：馬具A 下：馬具B

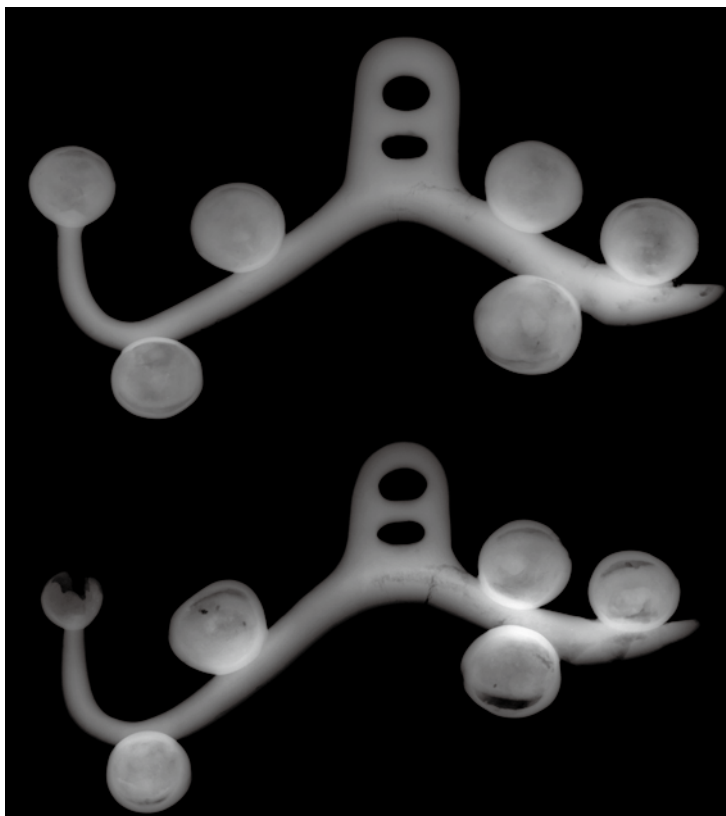


写真5
鈴付S字鏡板X線写真(斜め下から)
上：馬具A 下：馬具B

究所紀要』2004

神林敦雄 1943「環頭柄頭雑攷—環頭大刀とその変化—」『考古学雑誌』第33巻第12号 日本考古学会

高橋健自 1911『鏡と剣と玉』富山房

瀧瀬芳之 1991「埼玉県の拵付大刀」『研究紀要』第8号 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

玉利 勲 1992『墓盗人と偽物づくり 日本考古学外史』平凡社選書142

新納 泉 1983「双竜・双鳳環頭大刀」『湯舟坂2号墳』京都府久美浜町文化財調査報告第7集91-97頁 久美浜町教育委員会

橋本英将 2003「外装からみる装飾大刀」『鉄器研究の方向性を探る 刀剣研究をケーススタディとして』第9回鉄器文化研究集会 鉄器文化研究会・大手前大学史学研究所

濱田耕作 1922『通論考古学』大鑑閣

山内紀嗣 1992「天理参考館所蔵の金銅装鍔頭大刀」『天理参考館報』第5号

山内紀嗣 1996「天理参考館所蔵の双龍鍔頭把頭」『天理参考館報』第9号

山内紀嗣 2002「双龍鍔頭把頭の真贋」『天理参考館報』第15号

図版出典

図1、図3、図4、図5、写真1～6 榎原考古学研究所附属博物館および資料課撮影・計測

図2、図3 筆者実測および国書刊行会1908『集古十種』第二

図5 鴨稻荷山・大道南：町田章1976「環刀の系譜」『研究論集Ⅲ』奈良国立文化財研究所／丸山塚・金堀塚・松面・八幡神社・湯舟坂・下飯野・富尾：[新納1983]／京塚：穴沢啄光・馬目順一1979「伝・羽前最上郡京塚出土の金銅双鳳環柄頭」『山形攷古』第3巻第2号／オトカ塚：穴沢啄光2005「群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物および関係文書について」『史学』第74巻第1.2号 三田史学会／瀬戸E9・院内・本堂・室ヶ谷：静岡県1993『静岡県史』資料編3考古3／立石：勝部昭ほか1986『隠岐国黒木の遺跡』隠岐島前教育委員会／高広：島根県教育委員会1984『高広遺跡発掘調査報告書—和田団地造成工事に伴う発掘調査—』／機神山：穴沢啄光・馬目順一1990「足利市西宮町長林寺裏古墳（機神山22号墳）出土の双龍環頭大刀」『古代』第

89号 早稲田大学考古学会／宮山：関西大学考古学研究室1992『紀伊半島の文化史的研究—考古学編—』清文堂出版／伝・舟塚：大阪府立近つ飛鳥博物館1997『金の大刀銀の大刀』をもとに写真トレース／伝・小林：[山内1992]／磯部大塚：豊橋市教育委員会1998『磯部大塚古墳』豊橋市埋蔵文化財調査報告書第43集／黍田：揖保川町教育委員会2000『山津座・黍田・原』揖保川町文化財報告書Ⅷ

図6 1. [高橋1911] 2. 末永雅雄1941『日本上代の武器』弘文堂書房 3・4 [山内1996] 5. [瀧瀬1991・穴沢啄光氏原図]